

令和元年5月16日

第14回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年5月16日（木曜日） 午後1時00分

2. 開会場所 浪岡中央公民館3階 第1～3会議室

3. 閉会年月日 令和元年5月16日（木曜日） 午後1時32分

4. 議案

議案第70号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第71号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第72号 農用地利用集積計画の決定について

議案第73号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）

議案第74号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について

報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第46号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付  
について

報告第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
7番 工藤 隆志	8番 窪寺 洋志	10番 齊藤 光朗
11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一	13番 堤 武久
14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光	16番 西塚 伸
17番 福士 修身	18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 高坂 繁光		
----------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	13番 石川 正光	15番 野呂 正幸
18番 出町 鉄昭		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	5番 木立 忠徳	8番 山田 正樹
----------	----------	----------

9番 木立 れい子	12番 斉藤 直美	14番 豊川 明子
16番 天内 輝明	17番 三上 紘史	19番 成田 貴吉

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡 分室 長	坂本 公平	主 幹	櫻田 正
主 幹	堀内 和之	主 査	福士 和年
主 事	舘岡 進太郎		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、第14回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（福士修身会長）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。なお、推進委員の方は、10名が出席しております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。14番奈良岡めぐみ委員、16番西塚伸委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。議案第 70 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案内容を説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 7 件、賃貸借権設定が 7 件の合計 14 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 5 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権 73 から 76 ですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受入へ売却するものです。次に、所有権 77 から 4 ページ目にあります 79 ですが、こちらは、父から子へ贈与するものです。次に、賃貸借権 89 から次のページの賃貸借権 95 については、労力不足のため、経営規模を拡大したい借入へ賃貸借権を設定するものです。これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」とおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。疑問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長（福士修身会長）  
本案について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（福士修身会長）  
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）  
次に、議案第 71 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

議案内容について説明させていただきます。本案は、浪岡地区の非線引都市計画区域内における自己所有農地の農地転用許可申請 1 件です。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 71 号関係資料と記載している資料をご覧ください。

案内略図①受理番号 3 番と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。7 ページ目が土地の登記簿謄本、8 ページ目が顛末書となっております。

議案第 71 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは、許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準につきましては、申請地はその他の農地と判断されます。申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地のいずれの要件をも満たさないものであり、以前作付けされていた枝豆の収量も 10a あたり約 200kg と、本市の平均値以下となっていることから、その旨判断しました。許可基準は第 2 種農地と同様とされております。

その許可基準においては、申請農地に代えて周辺の他の土地をあてることにより目的を達成できる場合は許可できないところ、本件は宅地である隣地の●●●●●●●●●●と申請地を合わせて農家住宅用敷地とする必要があると認められることから、他の土地をあてることができず、この許可基準をクリアするものと判断しました。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。また建物の規模につきましても、建ぺい率が28%となっており、県の基準の20%以上を満たしています。

以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○6番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。鎌田委員。

○6番（鎌田政永委員）

6番鎌田政永です。今の件について反対とか賛成とかっていうのではなくて、こういう事案というか顛末書つければ、なんでも通るんだねってそういう風潮にならなければいいなあと思うんだけど。例えば、古い家の時には、だいたいこんなのが結構ある訳で、我々知るところでも結構ある訳で、それを顛末書つければ済むねっていう事になっちゃうとまずいかなって思うんだけど。それだけです。

○議長（福士修身会長）

これは、ご答弁必要ですか。

○事務局

説明させていただきます。今のご指摘の件につきましては、いわゆる後での申請のものについては、事案の個々の事情を本人に確認しながらですね、どうしてもやむを得ないなというものに限って挙げさせて頂いております。本当の故意であるとか重大な過失の場合は、ちょっと待てという事になっております。今回はそういった件で、やむを得ないものとして判断して挙げさせて頂いております。以上です。

○議長（福士修身会長）  
鎌田委員よろしいですか。

○6 番（鎌田政永委員）  
了解です。

○議長（福士修身会長）  
本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員  
（意義なし）

○議長（福士修身会長）  
意義なしと認めそのように決定いたします。

○議長（福士修身会長）  
議案第 72 号、73 号、74 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案内容を説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 9 件、利用権設定が 16 件、集積計画の面積は、所有権移転が 66,737 m<sup>2</sup>、約 7ha です。利用権設定が 113,716 m<sup>2</sup>、約 11ha となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページから 11 ページ、利用権設定の案が 12 ページから 20 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。なお、13 ページから 20 ページの議案第 73 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められています。また、21 ページの議案第 74 号につきましては以前、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対するのみの意見を求められています。これは、件数にして 2 件、面積は 13,240 m<sup>2</sup>、約 1.3ha となっております。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、16 ページの利用権設定の申請番号 104 番及び 105 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定の申請番号 104 番及び 105 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

利用権設定の申請番号 104 番及び 105 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

（大柳壽憲委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に 17 ページの利用権設定の申請番号 107 番の審議を行うにあたり、工藤榮推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（工藤榮推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定の申請番号 107 番について審議を行います。質問・意見のある委員はどうぞ、発言下さい。

○各委員

（意見なし）



○議長（福士修身会長）

利用権設定の申請番号 107 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。工藤榮推進委員を入場させてください。

（工藤榮推進委員 入場）

○議長（福士修身会長）

次に 21 ページの利用権設定の申請番号 49 番の審議を行うにあたり、穴水佳行委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（穴水佳行委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定の申請番号 49 番について審議を行います。質問・意見ありましたら、どうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

利用権設定の申請番号 49 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。穴水佳行委員を入場させてください。

（穴水佳行委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった利用権設定の申請番号 104 番、105 番、107 番及び 49 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○3 番（一戸昭憲委員）

3 番一戸です。あの 64 番の受人の株式会社レッドアップル。これ経営面積がないんですけど新規なのでしょうか。

○議長（福士修身会長）

はい。事務局どうぞ。

○分室長

アップルさんにつきましては、法人としては新規となります。ただしこの法人を構成しております●●さん自体は個人で弘前の方で大規模に栽培等を行っている方でございます。

○議長（福士修身会長）

一戸議員よろしいでしょうか。

○3 番（一戸昭憲委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ありましたらどうぞ。他にご質問ある方はいらっしゃいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

議事参与制限があった利用権設定の申請番号 104 番、105 番、107 番及び 49 番を除く本案について、計画書のとおり決定及び農地中間管理機構の転貸予定内容にご異議ございま

せんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、当該計画は決定とし、当該転貸予定内容については異議なしといたします。

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 43 号を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

報告内容を説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 2 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長 (福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員  
(了承)

○議長 (福士修身会長)

次に、報告第 44 号を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 8 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 45 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

報告内容を説明します。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 6 件です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 46 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

内容を説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 1 件となっております。なお、非農地証明書は交付済でございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 47 号を議題とします。事務局より説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

報告内容について説明させていただきます。本案件は、平成 29 年 7 月に行われた当時の農地部会で農地法第 3 条の許可を得たものでございますが、現在に至るまで譲受人は登記の名義変更を行わず、この度都合により県外へ転出することになり、今後許可により得た農地を耕作できなくなったため、譲渡人と共に許可取消しの申し出願に至ったものでございます。事務局としては、両当事者の意思を尊重して、許可の取消しを執り行ったものでございます。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

以上で、報告事項は終わりました。事務局、他に何かありましたらどうぞ。

○事務局

（農地利用最適化業務活動日誌の様式変更について）

（農地パトロール説明会及び農地利用最適化ブロック部会の開催について）

（令和元年度東青地区農業委員会大会の要望文案及びスローガン案の募集について）

（次回の月例総会は、6 月 11 日（火）午後 1 時から柳川庁舎で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

それでは、委員の方、推進委員の方もし何かあればどうぞ。何かございませんか。よろしいですか。

○議長（福士修身会長）

これをもちまして、第 14 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。皆さんありがとうございました。